

和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ 有限会社 (以下「乙」という) 間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

京都市 ■■■■ ■■■■ 号室

1. 乙は甲に対し、敷金 300,000 円 の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成 23 年 3 月 15 日限り、下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	■■■■
	口座名義人	■■■■

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。
4. 乙は甲が 1 記載の金員の支払いを確認次第、京都簡易裁判所平成 22 年 (ハ) 第 12849 号敷金返還等請求事件を取り下げる。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、署名捺印 (記名押印) のうえ各自その 1 通を保管するものとする。

平成 23 年 3 月 3 日

甲 京都市 ■■■■
■■■■
■■■■
京都府京田辺市山手南 2 丁目 1-4
ハチセンビル 3 号館 303 号
甲代理人 司法書士 長谷川 聡
(認定番号 第 213094 号)



乙 ■■■■ 東京都千代田区 ■■■■
■■■■
■■■■ 有限会社
取締役 ■■■■

